

津島市民病院経営改革評価委員会設置要領

(設置)

第1条 津島市民病院の経営改革についての点検・評価・指摘・助言等を行うため、「津島市民病院経営改革評価委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 「津島市民病院新改革プラン」の実施状況の点検・評価
- (2) 津島市民病院における経営改革の取り組みに対する指摘・助言
- (3) その他津島市民病院の経営改革のために必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織し、医療経営に関して高い知見を有する者、学識経験を有する者等で構成する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その者の意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の経過及び結果の公表)

第6条 委員会は、会議の経過及び結果を公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。